

(令和7年1月21日開催分)

〔出席者〕

湊総長

稲垣理事、岩井理事、江上理事、小幡理事、北川理事、國府理事、澤田理事、榎木理事、野崎理事、引原理事

〔オブザーバー〕

石川副学長、宇佐美副学長、大嶋副学長、笠井副学長、河野副学長、杉野目副学長、高倉副学長、時任副学長、宮川副学長、米田副学長、山口監事、吉貴監事

- ・令和6年度第11回役員会議事録（案）について、了承された。

議 事

1. 令和8年度における教育研究組織（機構等を含む）の設置・改廃等について
令和8年度における教育研究組織（機構等を含む）の設置・改廃等に係る以下の事項について、企画委員会での審議結果の説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
・工学研究科・工学部
2. 京都大学人権委員会規程の一部改正について
障害を理由とする差別に関する紛争解決のための調整を人権委員会に置く小委員会において行うため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
3. 京都大学人と社会の未来研究院規程の一部改正について
人と社会の未来研究院において、研究院長の再任に関し見直しが行われたことに伴い、研究院長の再任に関する規定を改めるため及び研究科の教育への協力について定めるため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

4. 成長戦略本部における専門職人事制度の整備及び事務系職員の人事制度見直しに伴う国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部改正について
次の理由により、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
 1. 成長戦略本部の専門職である「イノベーションプロデューサー」、「ファンドレイザー」にかかる人事制度を整備するため
 - ①国立大学法人京都大学の組織に関する規程
 - ②国立大学法人京都大学教職員就業規則
 - ③国立大学法人京都大学教職員給与規程
 - ④国立大学法人京都大学永年勤続功労表彰規程
 - ⑤国立大学法人京都大学教職員退職手当規程
 2. 事務系職員の人事制度の抜本的改革に伴い、評価に係る規定を改めるため
国立大学法人京都大学教職員給与規程
5. 在宅勤務における運用の見直しに伴う国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程の一部改正について
在宅勤務をより積極的に活用できるよう制度の柔軟化や簡略化等を行い、在宅勤務を効果的に活用し、生産性を向上するとともに、育児介護休業法の改正についても対応を行うため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
6. 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部改正について
特定病院助教の契約期間について規定を改めるため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
7. 令和6年度国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等について
本学の令和6年度国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等について説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
8. 子会社の臨時株主総会について
京都大学イノベーションキャピタル株式会社の臨時株主総会に先立ち、決議事項（監査役の選任）について、本学が株主として決議すること、及び当該決議について会社法第319条第1項の規定に基づき書面による同意の意思表示を行うことについて説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

報告

1. 令和5事業年度剰余金の翌事業年度への繰越しに係る承認について
令和5事業年度剰余金の翌事業年度への繰越しについて、令和6年12月24日付けで文部科学大臣に承認された旨報告があった。